



# 贈収賄防止指針

## 基本指針の表明：

3Mでは贈収賄を禁止しています。3Mの従業員およびこの指針の対象となる第三者は、現地の慣行、慣習を問わず、政府関係者または取引関係者（個人または事業体）を相手として、賄賂、裏金、不正な支払、ファシリテーションペイメント、不適切な贈答品を收受してはなりません。3Mの全従業員および3Mの業務を代行する第三者は、米国海外腐敗行為防止法（FCPA）や英国贈収賄防止法（UKBA）など、適用される贈収賄防止法や規制すべてを遵守する必要があります。

## 目的：

この指針は、3Mが世界各国の贈収賄防止法をすべて遵守することを徹底します。贈収賄防止法に違反した場合、3Mやその従業員に刑事罰・民事罰が科されたり、大幅な業務の中断や3Mの信用を失墜させたりする事態につながるおそれがあります。

この指針は、すべての3M従業員および3Mの業務を代行する者に、世界的に適用されます。第三者に行動規範指針が適用されるケースについては、コンプライアンス指針を参照してください。

## その他のガイドライン：

- 賄賂とは、政府関係者または取引関係者（個人または事業体）に対し、当該政府関係者、個人、または事業体に不正な影響を与えて新規取引の獲得、既存取引の継続、または不適切な便宜を得ることを目的として、経済的利益の收受を直接的または間接的に申し出ることをいいます。ファシリテーションペイメントは賄賂に該当し、禁止されています。
- ファシリテーションペイメントまたは「円滑化のための支払」とは、査証や労働許可証の取得、電話の開設、電気設備への通電開始などの日常業務や非裁量業務が迅速に処理されるよう、政府関係者に支払われる少額の金銭をいいます。UKBAやその他の国で定める贈収賄防止法に違反する可能性があるため、3Mではファシリテーションペイメントを禁止しています。
- この指針において、「不適切な便宜」という用語は、広義には、3Mまたはそのビジネスパートナーにそれを享受する権利を有しないことが明確であるものを意味し、例えば、値上げの承認、政府機関や営利企業の3M製品の購入に関する意思決定を不当に左右する行為、有利な製品仕様の選択、契約受注、営業免許の許諾、製品の使用・登録の承認、裁判や租税紛争仲裁での有利な結論などが含まれます。
- この指針において、「不正な影響」という用語は、広義には、その影響の元となる申し出、支払、約束、贈与が、受領者がその公的／取引上の立場を乱用して、3M、または3Mのビジネスパートナーに利益をもたらすことを目的としていることを意味します。このような乱用には、3Mやビジネスパートナーに不当に取引指示を行うことや、偏った法案や規制の設置、受領者が公的／取引上の役割を果たせなくなることなどが含まれます。
- この指針において、「政府関係者」という用語は、広義には、以下のような個人を含みません。



- 政府職員、あるいは選挙で選出または指名を受けた役人
- 政党
- 公職の候補者（現職でない場合も含む）
- 政府または政府機関の職員（警察官、税務調査官、税関検査官）
- 政府系（国公立）大学に勤務する大学教員
- 公営・国営の医療制度（国立大学付属病院、政府の資金援助による歯科制度等）の下で勤務する医療関連スタッフ（医者、看護師、歯医者、医療事務員等）
- 3Mと顧問契約を結ぶコンサルタント、講演者またはアドバイザーであって、政府職員である者
- 3Mの研究助成金の恩恵を受ける政府職員
- 国連、世界貿易機関、OECD、赤十字、米州機構、国際通貨基金、世界銀行などの公的国際機関の職員または従業員
- 準公共機関、および完全または部分的に政府に所有または管理されている企業または機関の従業員
- この指針において、医療従事者（HCP）は、広義には、以下に該当する個人または団体を指します。（a）患者に対する医療サービスまたは医療用品の提供を許可または認可されている。（b）医療用品、医療技術、関連するサービスおよびソリューションを購入、処方、注文、推奨する意思決定に関与している。HCPIには、個人の開業医（例：内科医、歯科医、矯正歯科医、看護師、薬剤師など）、医療提供機関（例：病院、外来手術センター、薬局、耐久医療機器サプライヤー）、購入、処方、政策立案の責任を担当する医療提供機関の管理担当者（例：病院管理者および購入代理店、GPO（共同購買組織）、DSO（歯科医療組織））が含まれます。この定義においては、HCPが所有する医療業界に広く関与している事業体もHCPと見なす必要があります。この定義には、3Mの正規の従業員であり、その立場で行動している医療従事者は含まれません。
- この指針において、「ビジネスパートナー」という用語は、広義には、以下のとおり、3Mが取引を行う個人または事業体すべてを含みます。
  - 3Mの代理店（販売代理店を含む）
  - コンサルタント
  - 販売業者
  - 再販業者
  - 加工業者
  - サプライヤー
  - 独立請負業者
  - 医療従事者（HCP）
- 一杯のコーヒーや少額の粗品、手頃な価格の昼食や夕食といったささやかな厚意は賄賂には該当しません。こうした厚意を政府関係者に提供する場合には、当該政府関係者に適用される贈与に関する法律および金額制限を遵守しなければなりません。詳しい情報については、贈答品、接待、旅費に関する指針をご参照ください。
- 便宜や約束、政府関係者やその家族に対して他の人が利用できない割引を提供する行為は、「経済的利益」と見なされる場合があり、この指針に違反することになるため、注意してください。
- 米国海外腐敗行為防止法およびその他の国の贈収賄防止法・汚職（腐敗行為）防止法では、政府関係者の家族の雇用を、家族が雇用された理由、当該被雇用者の資格、政府関係者の意思決定能力が3Mの事業に及ぼす影響に応じて、賄賂と見なす場合があります。政府関係者の親族が3Mに雇用される場合がありますが、応募者が、政府関係者の近親者（配



偶者、子女、兄弟姉妹、姪、甥、おば、おじ等)であり、当該政府関係者が3Mの製品・サービス購買、指示、使用に関する意思決定や、3Mの事業に利益をもたらすその他政府の措置に影響を及ぼす地位にある場合には、特に注意が必要です。このような場合、当該政府関係者の近親者は、次の場合にのみ雇用することができます。

1. 雇用される人物が、3Mが類似の職務に雇用するすべての人物に適用される基準と資格を満たしている場合
2. 募集の職位が明確なビジネス上の目的に沿って適切に承認されており、当該近親者のために特別に用意されたものではない場合
3. 雇用される人物が、3Mが政府関係者と交流する際に全従業員に従うことを求める透明性と利益相反手続きに従う場合

ただし、応募者がその親族の3Mに有利な意思決定に影響を及ぼす能力だけを理由として選考対象となった場合は、雇用することはできません。このような状況では、当該応募者に雇用を申し出るだけでも、この指針に対する違反となる場合があります。

- 適切な帳簿や財務記録を維持できないと、贈収賄が行われていない場合であっても、多くの国では（米国FCPA等の）法律違反となります。3Mの従業員はすべて、3M内部統制、財務報告、文書保持および監査に関する指針を遵守し、3Mが贈収賄防止法や規制を確実に遵守していることを示さなければなりません。
- 従業員、スーパーバイザー、マネージャーは、贈収賄防止法やこの指針への違反が疑われる場合は、法務部担当者、エシックス・コンプライアンス部門、経営陣、従業員の義務と報告に関する指針に掲げるその他の報告先に宛てて、あるいはその他の適切な経路を通じて速やかに報告しなければなりません。なお、報告は匿名で行うことができます。
- 3Mの合併事業の対象候補企業や買収先企業は、適用される贈収賄防止法およびこの指針を遵守する必要があります。遵守しない場合、3Mの従業員および3Mが違反の責任を問われる可能性があります。3Mの従業員は、3Mの誠実性評価手続きに従って、既存および見込みの合併事業、買収先企業、子会社の審査を行い、適用される贈収賄防止法とこの指針を遵守しているかどうかを判断しなければなりません。
- 3Mの従業員には、3Mの業務を代行するビジネスパートナーはすべて、慎重に選択する義務があります。3Mのビジネスパートナーは、適用される贈収賄防止法すべてに加え、合意がある場合には、この指針についても遵守しなければなりません。3Mの従業員は、ビジネスパートナーに、賄賂、裏金、不正な支払、ファシリテーションペイメント、不適切な贈答品の收受を許可してはなりません。許可した場合、3Mおよびその従業員がビジネスパートナーの行為の責任を問われる可能性があります。3Mの従業員は、3Mの誠実性評価手続きに従って、既存および見込みのビジネスパートナーの審査を行い、適用される贈収賄防止法とこの指針を遵守しているかどうかを判断しなければなりません。3Mの従業員は、誠実性評価手続きの要件に従って、既存または見込みの第三者に、適用される贈収賄防止法またはこの指針に違反した可能性がある場合は、取引関係を解消しなければなりません。



**罰則：**

贈収賄防止および贈答品に関する法律に違反した場合、3Mや3Mの従業員個人に刑事罰・民事罰が科されたり、大幅な業務の中断や3Mの信用を失墜させる事態につながるおそれがあります。3Mの行動規範に違反すると、最大で解雇を含む懲戒処分につながります。